

〔ダイジェスト版〕

---

# 公認会計士・監査審査会の 社会的役割

青山学院大学大学院

会計プロフェッション研究科

2016年11月26日

公認会計士・監査審査会  
常勤委員  
松井 隆幸

# 構成

---

- I. 審査会の目的・目標
- II. 審査会の組織と業務内容
- III. 監査事務所に対する審査と検査
- IV. IFIARへの参加
- V. おわりに～役割の達成に向けて

# I 審査会の目的・目標

---

- 公認会計士・監査審査会（以後、審査会）のパンフレットから（1頁）

「公認会計士試験の実施等を通じた公認会計士人材の確保・育成及び監査事務所に対する審査・検査を通じて監査品質の向上と会計監査の信頼性確保を図り、会社等の公正な事業活動及び我が国資本市場の公正性・透明性の向上に貢献していきます。」

# I 審査会の目的・目標

- 公認会計士法では、公認会計士の使命や職責について規定している。
  - － 「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」（第1条）
  - － 「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」（第1条の2）

# I 審査会の目的・目標

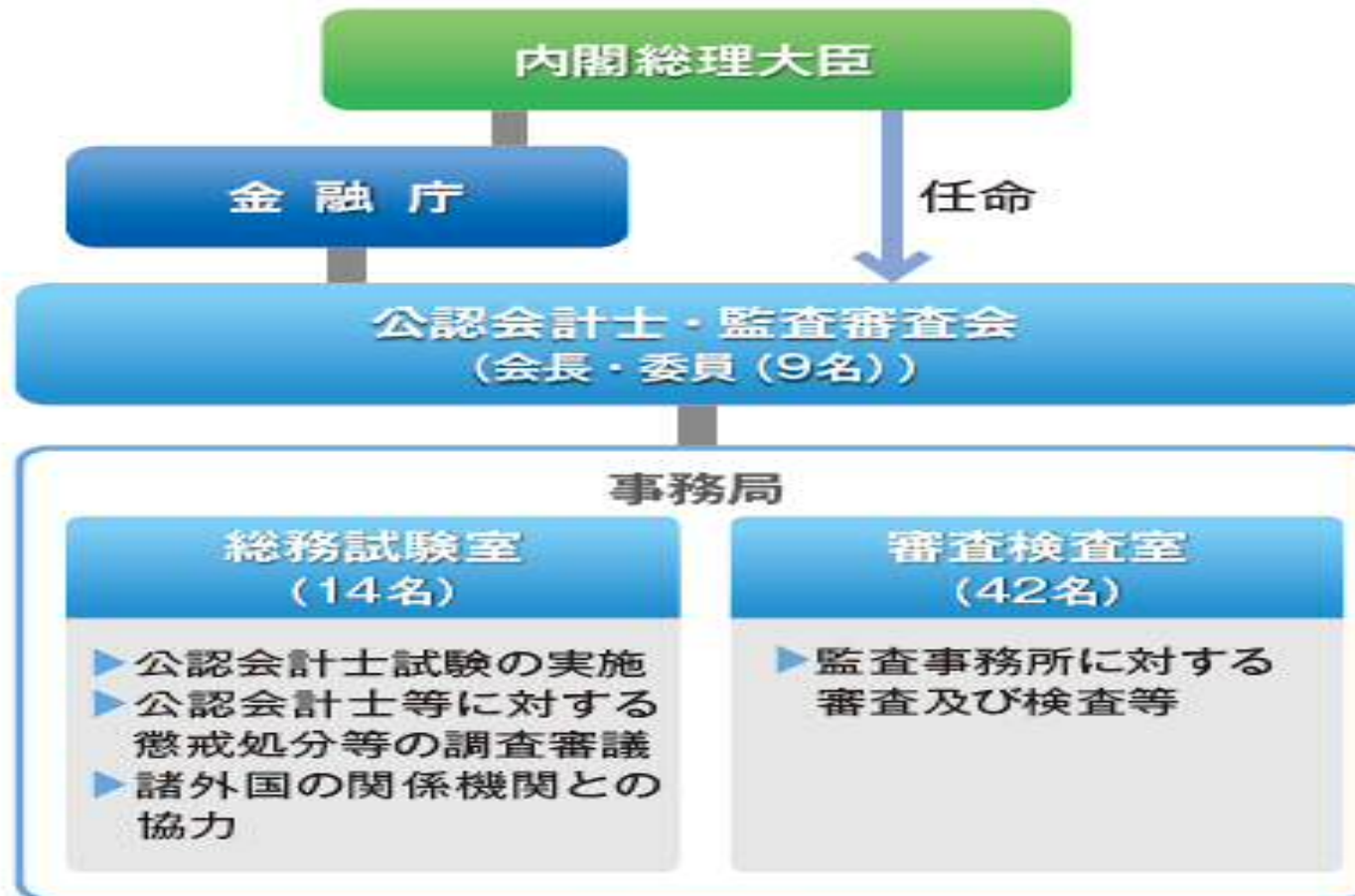
---

- 審査会は、適格性を備えた会計人材が公認会計士となることを支援するとともに、公認会計士が「職責」を適切に遂行して「使命」を達成できるように支援することを目的とする。
- さらに、上記の目的の達成により、会社等の公正な事業活動及び資本市場の公正性・透明性の向上に貢献して、国民経済の健全な発展に貢献することが審査会の社会的な役割である。

## Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- 審査会の組織に関する公認会計士法等における規定の概要
  - － 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。（第35条の2）
  - － 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。（第36条）
  - － 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。（第37条）
  - － 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。（第37条の2）
  - － 会長及び委員の任期は、三年とする。会長及び委員は、再任されることができる。（第37条の3）
  - － 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。（第41条）

## Ⅱ 審査会の組織と業務内容



(注) 上記人員数は平成28年度定員ベース

## Ⅱ 審査会の組織と業務内容

---

- 審査会の主な業務内容
  - － 公認会計士試験の実施
  - － 監査事務所に対する審査・検査等
  - － 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
  - － 諸外国の関係機関との連携・協力
  - 公認会計士あるいは会計・監査に関心を持つ者の拡大も審査会の業務に含まれる。

# Ⅲ 監査事務所に対する審査と検査

---

1. 公認会計士法による権限
2. 審査及び検査の位置付け
3. 在り方懇提言と実効性報告書
4. 基本方針と基本計画
5. オフサイト・モニタリング
6. 検査の概要
7. モニタリング情報の提供

## Ⅲ-1 公認会計士法による権限

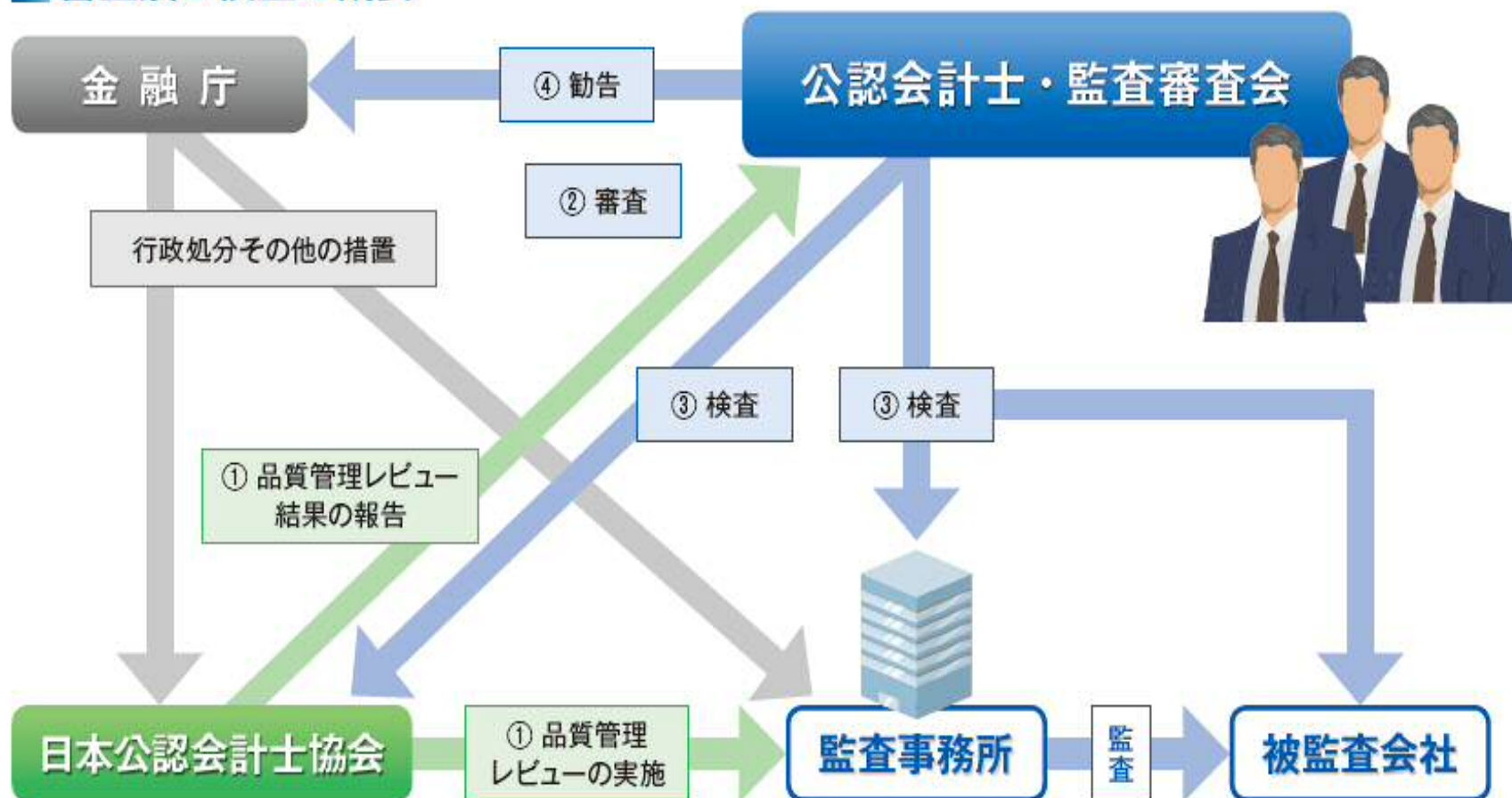
- 公認会計士法による内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任。金融庁長官は、委任された権限のうち、以下の権限を審査会に委任。  
(第49条の4)
  - ① 品質管理レビューの報告の受理に関する事務
  - ② 日本公認会計士協会（以後、協会）に対する報告徴収・立入検査権限
  - ③ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収権限
  - ④ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人その他関係先に対する立入検査権限

## Ⅲ-1 公認会計士法による権限

- スライド12の②③④については、以下に関する場合に限る。
  - ・ 品質管理レビューの報告
  - ・ 公認会計士等が品質管理レビューを受けていない、協力を拒否している等のため、協会から品質管理レビューの報告がない場合に、当該公認会計士等の業務の運営状況に関して行われるもの
- ・ 審査会は、上記スライドの権限を行使した場合、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士等の監査証明業務、又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。（第41条の2）

## Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

### ■ 審査及び検査の概要



## Ⅲ-3 在り方懇提言と実効性報告書

---

- 2016年3月、以下の2つの文書が公表された。
  - ① 会計監査の在り方に関する懇談会の提言「会計監査の信頼性確保のために」（以後、在り方懇提言）
  - ② 審査会の報告書「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に」（以後、実効性報告書）
- 審査会の基本方針及び基本計画は、これらの文書を踏まえて策定された。

## Ⅲ-3 在り方懇提言と実効性報告書

---

- 在り方懇提言は、講ずるべき取り組みを次の5つの柱に整理して示している。
  1. 監査法人のマネジメント強化
  2. 会計監査に関する情報の株主等へ提供充実
  3. 企業不正を見抜く力の向上
  4. 「第三者の眼」による会計監査品質のチェック
  5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

## Ⅲ-3 在り方懇提言と実効性報告書

- － 4において、施策として「当局の検査・監督体制の強化」をあげている。
  - 審査会の検査の適時性・実効性の向上
  - 審査会の検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担の検討
  - 監査法人に対する監督の枠組みの検証
    - － 大手監査法人等に対しては、従来の個別の監査証明の適正性を確保するための監督にとどまらず、・・・問題の背後にある根本原因等にもより着目した監督を行う。
- － その他の項目にも、審査会の業務に係る事項が含まれている。
  - 当局と大手・準大手監査法人との定期的な対話
  - 審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実

## Ⅲ-3 在り方懇提言と実効性報告書

- 実効性報告書では、大手監査法人に対する検査の概況についてまとめたうえで、問題認識及び今後の対応を示している。
- 今後の対応の概要
  1. 検査の機動的な実施
    - 定期的な検査にとらわれない機動的な検査。
  2. 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化
    - 通常検査の翌年にフォローアップ検査を実施。
    - フォローアップ検査の効率的・効果的な実施。

## Ⅲ-3 在り方懇提言と実効性報告書

3. 協会との適切な役割分担等
  - 品質管理レビューと検査の双方の特性を生かした役割分担。
  - 協会の品質管理レビューアーとの意見交換等の継続的实施。
4. 検査手法の向上
  - ガバナンス態勢等の検証に必要な情報を報告徴収により継続的に入手。
  - 業界動向等の情報収集・リスク評価手法の一層の充実。
  - 監査法人のガバナンス・コード対応状況を検証。
5. 検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）
  - 検査結果通知の明瞭性・比較可能性の向上。
  - モニタリングレポートの作成・公表。

## Ⅲ-4 基本方針と基本計画

---

- 審査会の監査事務所に対する審査・検査の方針は、「監査事務所等モニタリング基本方針」及び各事務年度の「監査事務所等モニタリング基本計画」により示される。
  - － 「基本方針」は、審査会の各期（1期3年）毎に公表。第5期（2016年4月～2019年3月）の基本方針は、2016年5月13日に公表。
  - － 「基本計画」は、基本方針に基づいて策定し、各事務年度毎に公表。平成28事務年度（2016年7月～2017年6月）の基本計画は、2016年7月14日に公表。

## Ⅲ-4 基本方針と基本計画

---

- 基本方針の構成
  - － 【視点】
  - － 【目標】
  - 1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針
  - 2. 検査基本方針
  - 3. モニタリング情報の提供方針
  - 4. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

## Ⅲ-4 基本方針と基本計画

---

- 基本計画の構成
  - － 前文
    - 監査事務所を取り巻く環境
    - 不正会計問題等への対応
    - コーポレート・ガバナンス等における役割
    - 監査事務所における品質管理の現状
  - 1. 平成28事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方
  - 2. オフサイト・モニタリングに係る基本計画
  - 3. 検査基本計画
  - 4. モニタリング情報の提供

## Ⅲ-4 基本方針と基本計画

---

- モニタリング基本計画の考え方
  - － 基本方針で示した目標に留意し、次の考え方でモニタリングに取り組む。
    1. 監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施
    2. 協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証
    3. オフサイト・モニタリングの強化
    4. 国際的な連携強化
    5. モニタリング実施態勢の検討

## Ⅲ－５ オフサイト・モニタリング

---

- 協会の品質管理レビューの検証
  - － 監査の品質の向上に向けた協会の方針や対応等について、協会からのレビュー報告受理時における審査及び検査時におけるレビュー結果の対応状況の検証等を通じて総括的に検証。
  - － 品質管理レビューアーと審査検査室との意見交換を継続実施等による協会と実効的な連携。
  - － 審査会と協会との適切な役割分担についての議論。（中長期的課題）

## Ⅲ－５ オフサイト・モニタリング

---

- 報告徴収
  - － 大手監査法人に対する報告徴収
    - ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報を継続的に入手。
    - 情報を分析し、その後実施する当該監査法人の効果的・効率的な検査に活用。
    - 大手監査法人間での比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用。

## Ⅲ－５ オフサイト・モニタリング

---

### － 国内監査事務所に対する報告徴収

- 監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証。
- 特に、経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった項目について、対面の方式等を用いた報告徴収により効果的に検証し、適切な監査の品質管理の定着を促進。

## Ⅲ－５ オフサイト・モニタリング

---

### － 検査後報告徴収

- 検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所について、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の状況を確認・検証。
- 報告徴収の結果、不備等の改善状況が不十分であると認められた場合、再度の報告徴収実施を検討。
- 問題となるような状況等を把握した場合、適宜、ヒアリング。適切な対応を検討。
- 監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合、早期の再検査の必要性を検討。

## Ⅲ－６ 検査の概要

- 検査の重点

- － 経営の基本方針及び経営管理に関する措置、業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所  
の規模や特性等に応じた適切なものとなっている  
かを検証。中長期の経営方針・経営計画の策定  
状況や経営方針・経営管理に関する措置の見直し  
状況についても検証。
- － 被監査会社の事業上のリスクを適切に評価し、  
監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他  
監査手続を実施しているかを検証。
- － 監査事務所自らが根本的な原因の究明を踏まえ  
た有効な改善に向けた行動を促すことに資するよ  
うな検証。指摘内容等の的確な伝達。

## Ⅲ－６ 検査の概要

- 監査事務所の態様に応じた検査対応
  - － 大手監査法人に対する検査
    - 複数の部門・事務所によって構成される巨大な組織であることに鑑み、法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着状況などに一層重点を置いた検査を実施。
    - ２年に１度の通常検査に加え、通常検査の翌年にフォローアップ検査。
    - 内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査。

## Ⅲ－６ 検査の概要

---

### － 準大手監査法人に対する検査

- 大手上場企業等の監査を担う能力を有するようになることへの期待があることに鑑み、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢などに重点を置いた検査を定期的に実施。

### － 中小規模監査事務所に対する検査

- 代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などの監査品質の確認を中心とした検査を必要に応じて実施。

## Ⅲ－6 検査の概要

---

- 検査の頻度等
  - － 大手監査法人＝2年に1度、通常検査。通常検査の翌年にフォローアップ検査。
  - － 準大手監査法人＝2年又は3年に一度。
  - － 中小規模監査法人＝品質管理レビュー等の結果を踏まえ、必要があると認める場合。

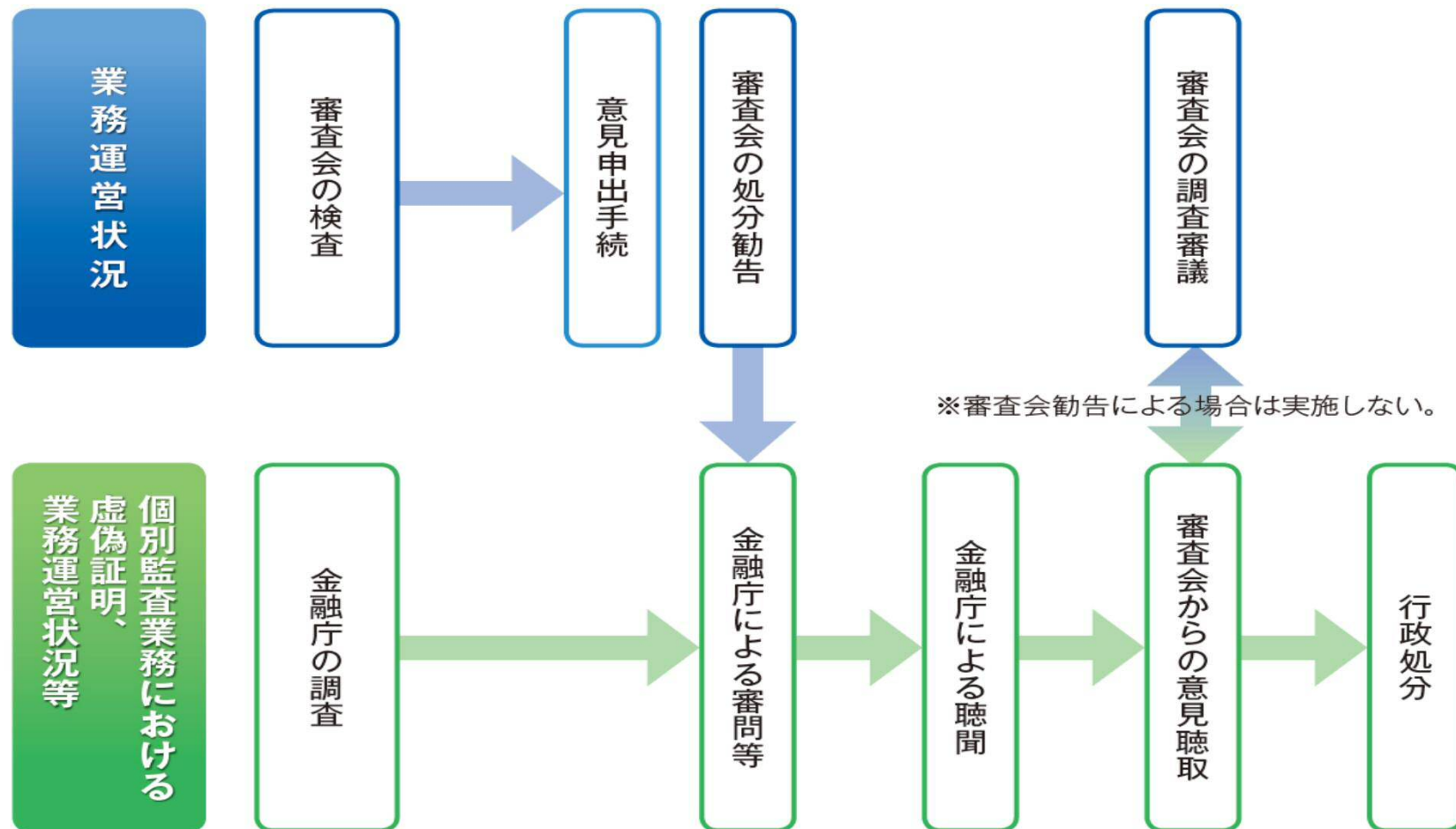
## Ⅲ－６ 検査の概要

- 検査体制・期間等（平成２３～２６事務年度）

|                     | 全体    | 大手    | 準大手  | 中小<br>(勧告なし) | 中小<br>(勧告有) |
|---------------------|-------|-------|------|--------------|-------------|
| 検査件数                | 44    | 8     | 4    | 23           | 9           |
| 平均検査<br>官数          | 6.2   | 10.1  | 7.8  | 5.1          | 4.8         |
| 平均検査<br>期間          | 117.7 | 149.3 | 93.0 | 97.7         | 151.8       |
| 平均個別<br>監査業務<br>選定数 | 4.1   | 9.1   | 5.3  | 2.5          | 3.2         |

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了する。

## Ⅲ－６ 検査の概要



## Ⅲ－７ モニタリング情報の提供

- 検査結果事例集
  - － 優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、検査結果事例集を公表。
- モニタリングレポート
  - － モニタリングの状況を整理し、モニタリングレポートとして公表。
  - － 平成28年度は、検査結果事例集の参考資料として公表。
- 検査結果等の第三者への開示
  - － 被監査会社の監査役等への書面による伝達
  - － 審査会の事前承認を条件に、被監査会社の取締役、被監査会社の親会社の監査役等・取締役、潜在的な被監査会社等への開示

## IV IFIARへの参加

- IFIAR＝監査監督機関国際フォーラム  
(International Forum of Independent Audit Regulators)
  - 各国の監査監督当局間における協力・連携の場として、2006年9月に発足。
  - 2016年3月時点で51カ国・地域が加盟（日本からは審査会及び金融庁が参加）。
  - IFIARにおける活動に積極的に参画し、各国の監査監督当局との連携を図り、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・充実に努める。
  - 2017年4月にIFIARの常設事務局を東京に開設することが決定されている。

## V おわりに～役割の達成に向けて

- 審査会の目的は、Iで述べた通り、適格性を備えた会計人材が公認会計士となることを支援し、公認会計士が使命を達成できるように支援すること。
- その目的を達成するため、公認会計士試験や監査事務所のモニタリングを実施する。
- モニタリングでは、公益の観点から、監査事務所が社会的に要請される水準の監査証明業務を適切に実施する態勢を構築するように支援することが目標になる。
- したがって、監査事務所の監査品質の維持・向上に役立つことを重視する。

## V おわりに～役割の達成に向けて

- そのためには、単に個別監査業務における不備を指摘するだけではなく、監査事務所の品質管理態勢、業務管理態勢、さらには経営管理態勢にさかのぼり、根本原因を追究することが重要になる。
  - － 個々の監査事務所が適切な態勢を構築する責任を負うので、改善の必要性について、監査事務所の納得を得ることが不可欠である。
- 監査事務所もまた、社会的に要求される水準以上の品質の監査業務を実施するように努めているはずであり、審査会の目的と監査事務所の目的は、合致する。
- 「勧告」は、第一義的には、不備の解消を促進するための手段である。